

低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議（第2回）

平成22年11月12日

【茅委員長】 それでは、定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。今回の会議は、第2回低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議でございます。ご多忙中、ご出席いただきましてありがとうございます。

なお、この会議は公開で行いますので、ご了解ください。

それでは、事務局から資料の確認と委員、事務局の紹介をお願いいたします。

【高見省エネルギー対策課長】 おはようございます。本推進会議の事務局は国土交通省、経済産業省、環境省の3省共同で務めさせていただいております。私、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長の高見でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元に資料の束がございます。頭の3枚、座席表と議事及び委員名簿は資料ナンバーを振ってございませんが、それから、資料1-1、1-2、資料2-1、A3の紙で2-2、さらに参考資料1、参考資料2と、資料が合計で6点でございます。

不足等ありましたら、事務局におっしゃっていただければと存じます。

ご確認いただけましたら、続きまして、開会に先立ちましてご出席の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員長の財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長、茅陽一委員長でいらっしゃいます。

【茅委員長】 茅でございます。

【高見省エネルギー対策課長】 続きまして、社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長、青木宏之委員でいらっしゃいます。

【青木委員】 青木です。

【高見省エネルギー対策課長】 社団法人不動産協会理事長、岩沙弘道委員、本日は代理で高橋健文専務理事にご出席いただいております。

【岩沙委員代理（高橋）】 理事長の日程の関係上、本日代理で出席させていただいております。

【高見省エネルギー対策課長】 国立大学法人東京工業大学総合研究院教授、柏木孝夫委員でございます。

【柏木委員】 柏木でございます。よろしくどうぞ。

【高見省エネルギー対策課長】 社団法人日本建材・住宅設備産業協会会長、藤本勝司委員、本日代理で富田育男専務理事にご出席いただいております。

【藤本委員代理（富田）】 代理の富田でございます。よろしく申し上げます。

【高見省エネルギー対策課長】 東京大学大学院教授、坂本雄三委員でいらっしゃいます。

【坂本委員】 よろしく申し上げます。

【高見省エネルギー対策課長】 ジャーナリスト、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長、崎田裕子委員でいらっしゃいます。

【崎田委員】 よろしくお願いいいたします。

【高見省エネルギー対策課長】 学習院大学法学部教授、櫻井敬子委員でいらっしゃいます。

【櫻井委員】 櫻井でございます。よろしくお願いいいたします。

【高見省エネルギー対策課長】 建築家、工学院大学教授、中村勉委員でいらっしゃいます。

【中村委員】 中村です。よろしく申し上げます。

【高見省エネルギー対策課長】 社団法人住宅生産団体連合会会長、樋口武男委員でいらっしゃいます。

【樋口委員】 樋口でございます。よろしく申し上げます。

【高見省エネルギー対策課長】 慶應義塾大学教授、独立行政法人建築研究所理事長、村上周三委員でいらっしゃいます。

【村上委員】 村上です。

【高見省エネルギー対策課長】 本日、委員の中で、田村委員及び中上委員はご用務ということで、残念ながらご欠席ということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいいたします。

さらに、本日は国土交通省、経済産業省、環境省から、それぞれ大臣政務官が出席しております。

市村浩一郎国土交通大臣政務官。

【市村国土交通大臣政務官】 どうも、おはようございます。よろしくお願いします。

【高見省エネルギー対策課長】 用務でちょっとおくれていますが、経済産業大臣政務官の田嶋要でございます。

さらに、樋高剛環境大臣政務官でいらっしゃいます。

【樋高環境大臣政務官】 おはようございます。よろしくお願いします。

【高見省エネルギー対策課長】 続きまして、事務局でございます。

国土交通省から、川本住宅局長、杉浦大臣官房審議官、さらに橋本住宅生産課長でございます。

経済産業省ですが、安井省エネルギー・新エネルギー部長、川上大臣官房審議官でございます。

さらに、環境省から、梶原大臣官房審議官、高橋地球温暖化対策課長でいらっしゃいます。

本日、議事に入ります前に、第2回推進会議の開催に当たりまして、大臣政務官からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

まず、市村国土交通大臣政務官からお願いさせていただければと思います。

【市村国土交通大臣政務官】 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、茅委員長はじめ委員の皆様にはご多用の中、早朝からこうしたお時間を賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。開催に当たりまして、ご指名でもありますので、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

住宅や建築物を利用することによって排出されますCO₂は、全排出量の3分の1を占めるということでもあります。また、1990年から2008年までには、これが4割増えているという状況であるようでもあります。

住宅・建築物の省エネ化に向けまして、これまでもいろいろな施策をとってまいりました。省エネ法の改正による規制強化、また、住宅エコポイント、省エネ改修促進税制等の普及促進策を講じてまいったところでございます。

一方、CO₂排出量を、1990年比で2020年までに25%削減するという国家目標を掲げているところでございます。それを達成するためには、住宅・建築物における対策を抜本的に評価する必要があると考えております。

そのために、産業部門や運輸部門の取り組みとの整合性も考慮しつつ、新築の住宅・建築物をすべて省エネ基準に適合させることを検討していく必要があると考えております。

加えまして、その取り組みが住宅建設産業界や地域の住宅生産を担う中小事業者の新たなビジネスチャンスを生み出すような配慮も重要であると考えております。また、既存ストックの省エネ化の推進や、環境にやさしい住まい方を国民の皆様にご理解、ご実践いただくなど、総合的な取り組みが必要であると考えております。

この推進会議は、国土交通省、経済産業省、環境省の3省が連携いたしまして、有識者の皆様、実務者の皆様にご協力を賜りまして、これからの取り組みの方向づけや具体的施策の立案に向けての方向性について幅広くご議論を賜りたいという、非常に大切な重要な場所であると考えております。

第1回の開催後に、皆様のところにお訪ねさせていただきまして、たくさん貴重なご意見を賜りました。ほんとうにありがとうございます。今回、そのご意見をもとに推進会議の取りまとめを行まして、骨子案をお示しさせていただいております。今年度内にも成案を得た上で、平成23年度以降の具体的な推進方策を実施したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては本日も忌憚のないご意見を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

これにてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【高見省エネルギー対策課長】 どうもありがとうございました。

続きまして、樋高環境大臣政務官、よろしくお願いいたします。

【樋高環境大臣政務官】 皆さん、おはようございます。環境大臣政務官を仰せつかっております、衆議院議員の樋高剛でございます。本日は早朝よりこうしてお越しいただき、そしてご指導いただきますこと、本当に心から感謝を申し上げる次第であります。

前回、6月に、私ども環境省の大谷前政務官が申し上げたわけでありまして、低炭素社会でなくては日本は先進国として生き残れないというお話をさせていただいたところではありますが、温暖化対策というものは、地球と日本の環境を守るための喫緊の課題であるというだけではなくて、まさに元気な日本を復活させるための原動力、そして成長分野の一つであると認識しているところでございます。

新成長戦略の中におきましても省エネ住宅の普及などが位置づけられておりますけれども、地球温暖化対策にかかわる中長期目標の達成のためには、ご議論いただいております住宅・建築物部門においても抜本的な取り組みが必要でありまして、2050年までに建物や設備の省エネ化、総エネ手法などを組み合わせたゼロエミッション住宅、そして、ゼロエミッションビル的大幅な普及が求められているところでございます。

環境省では、小沢前環境大臣の試案として発表させていただきました中長期ロードマップの対策のさらなる精査を行っている最中でございますけれども、その中でも特に新築の住宅・建築物の省エネ基準への適合を義務づけしていくことは重要な一歩になると考えております。

一方で、民生部門のCO₂排出量削減のためには、建物の対策に加えまして、家電などの機器や設備の省エネ化、ライフスタイルのドラスティックな転換など、暮らしの中での取り組みも必要でありまして、環境省ではチャレンジ25キャンペーンなどを通じて積極的に呼びかけをさせていただいているところでございます。

また、新成長戦略にも位置づけられて、家庭部門対策の切り札であります環境コンシェルジュ事業を来年度の予算として要望しているところでありますけれども、本事業によりまして、それぞれのご家庭の事情にあった、より効果的な対策を提案し、実践に至るまでのサポートを行うことで、低炭素なライフスタイルの実践の促進を図ってまいりたいという次第であります。

この検討会は、3省庁が連携してこれらの取り組みを総合的に検討して、中長期目標達成に向けた住まいのあり方や住まい方についてご提案をいただく貴重な検討の場であります。つまり、先生方のご議論、ご支援によりまして、日本の未来、日本人の未来の生活のあり方あるいは生活の仕方をご議論いただくという、とても大きな大切な会議であると私自身、認識しているところでありまして、どうか委員の皆様方におかれましては第3回の取りまとめに向けまして闊達なご議論をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、1点だけおわびがございまして、実は、今日はこの後、3政務官とも国会対応がございまして、答弁で走り回らなくてはならないということでございますが、皆様方がご議論いただきました内容につきましては、後で事務方からしっかりと拝聴させていただきたいと思っている次第であります。おわび、そして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

【高見省エネルギー対策課長】 ありがとうございます。

続きまして、田嶋経済産業大臣政務官、お願いいたします。

【田嶋経済産業大臣政務官】 皆さん、おはようございます。遅参いたしまして恐縮です。ご紹介いただきました、今年9月21日に経済産業大臣政務官を拝命いたしております田嶋要です。どうぞよろしくお願いたします。今回初めての出席でございます。

もう既に出ているかもしれませんが、人類共通の最重要課題の一つでございます

地球温暖化問題ということで、我が国は省エネということがこれまでも中心的な活動だったわけでございますけれども、これからも世界の先頭に立って温暖化の対策をリードしていかなければいけないという状況でございます。また、資源エネルギーを海外に依存する国として、省エネが今後も大変重要であり、エネルギーの安定供給という観点で私たちも引き続き取り組んでいかなければいけないと。

中でも民生の部門というのは、一番おかれているというご指摘がよくございますが、エネルギー消費の伸びも大きく、そういう意味では一番チャレンジングなところではないかと思っております。その中で、住宅・建築物の省エネ対策は大変重要な柱であろうと思っております。また、温暖化対策という観点のみならず、住まいの快適性の向上に資するとともに、今ご指摘もありましたけれども、住宅建設産業の活性化にも資するわけでございますので、今、政府として全力で取り組んでおります新たな成長戦略、経済成長にもつながっていくものと考えてございます。

本日は各界からの皆様にお集まりいただきまして、住まいというハードと住まい方というソフトの両方に関する基本的方向性についてご議論いただくことになってございます。ぜひ皆様方に広い視点からの活発なご議論をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

なお、恐縮でございますが、私は今日は30分ぐらいで失礼させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【高見省エネルギー対策課長】 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入っていくこととなりますが、恐れ入りますけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

大臣政務官からもすでにお話ございましたが、国土交通省、経済産業省、環境省、それぞれ大臣政務官は本日国会の用務が入っておりまして、途中で退席させていただきます。あらかじめご容赦いただければと存じます。

それでは、茅委員長、議事の進行をお願いできればと存じます。

【茅委員長】 議事に入る前にホームページの公開について申し上げますが、この会議につきましては、資料その他、作成者名を含めて、原則としてホームページ上で公開することになっております。また、議事内容につきましても、後日議事録を皆様のところにお送りして確認していただいた上で、発言者名を含めてホームページ上で公開することになりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、本日の会議の議事を進めたいと思います。お手元にある議事次第でおわかりのように、本日は2つの資料が出ております。1つは、この会議のとりまとめ骨子でございます。もう一つは、住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に関する検討会の検討状況報告でございます。この2つに分けて議論を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1つ目の議題であります、資料1、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」のとりまとめ骨子でございます。まず、事務局から説明をお願いします。

【高見省エネルギー対策課長】 それでは、事務局から資料のご説明をさせていただければと存じます。第1回会合の際、お話がありました。今回の会議の前に、事務局として各委員を回らせていただいて、その上で意見をいろいろちょうだいするというプロセスがございました。本日の資料の一番下に参考資料2というのが入っているかと存じます。題名が「委員ヒアリングの結果ととりまとめの方向性」。こちらが、委員から頂いたご意見を論点ごとに整理し直してまとめたものでございます。お時間がございますので、本日この資料のご説明は割愛させていただきますが、適宜御覧いただければと存じます。

その上で、1つ目の議題の資料でございますが、資料1-1及び1-2の2つを御覧いただければと存じます。1-1は3枚ペーパー、1-2はパワーポイント横のペーパーでございます。「低炭素社会に向けた住まいと住まい方のとりまとめ骨子案」という1-2が基本的に本体となります。少し長いものですから、事務局で基本的なポイントだけを資料1-1という形で簡略にまとめさせていただきます。

ご説明は資料1-1でポイントだけご紹介させていただければと存じますが、よろしければ資料1-2も横に並べながらごらんいただければ、さらにわかりやすいかと存じます。

それでは、資料1-1をもとにご説明させていただければと存じます。「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」とりまとめ骨子(案)、今回のご審議のたたき台として、事務局としてまとめたものでございますが、大きく4つの構成に分けてございます。

1つ目が、住宅・建築物分野のCO₂排出量の現状認識と削減の重要性、大きな認識、さらに2つ目で、住宅・建築物分野のCO₂排出削減対策としての基本的な考え方がございまして、さらに3つ目で、2020～2030年に目指すべき中長期でのビジョン的な方向性、最後に4つ目として、この分野の削減に向けた国民、事業者、行政のそれぞれの役割という形で大きく構成を分けてございます。

1つ目からご説明いたします。1. 住宅・建築物からのCO₂排出量の現状認識と削減

の重要性、いまさら委員の皆様にご説明するまでもございませぬが、この分野、民生分野のエネルギー消費量という意味で、我が国のエネルギー消費量の約3割を占めてございませぬ。産業、民生、運輸と分けましたときに3分の1、さらに、その3つの分野の中で民生分野は最も増加率が高いという形になりまして、対策の重要性がまず認識されるところでございませぬ。

2つ目に、そういった中で、住宅・建築物における省エネルギー対策を抜本的に強化する必要があるのではないかと。さらに、省エネだけではなくて再生可能エネルギー等の導入、さらには住まい方という形になりますが、ライフスタイル、ワークスタイルの変革が求められていると考えてございませぬ。

さらに3つ目でございますが、住宅・建築物から排出されるCO₂の大部分は新築ではなくて、既築の分野からでございます。そういう意味では、既存のストック対策が重要である。これが3つ目のポイントとして整理させていただいてございませぬ。

大きくこういう現状認識なり、削減の重要性をもとに、2つ目でございますが、本分野のCO₂排出削減対策の方向性、さらに細かくは2つに分けてございませぬして、2-1の排出削減対策そのものの基本的方向と、2-2で排出削減対策の進め方という形に分けてございませぬ。

まず2-1、排出削減対策の基本的方向性でございます。(1)から(4)までございませぬますが、(1)住宅・建築物の省エネルギー化ということで、1つ目のポイントでございます。民生部門以外の分野の取り組みとの整合も考慮しながら、新築住宅・建築物について省エネ基準の適合義務化について検討していくことが必要なのではないかと。パワーポイントには少し細かく書いてありますが、例えばそういう中でインセンティブ等の導入の検討も必要ではないかという形でございませぬ。

2つ目のポイントで、義務化基準については、規制を受ける国民の痛みにも配慮し、財産権の制約になり得るといふ観点から、公平、中立な議論及び手続を経た上で客観性が高く、かつ実現可能なレベルで設定することが必要ではないかと。さらに、こういった義務の基準の設定に当たっては地域性を配慮しまして、気候風土に応じた取り組みを評価できる基準設定を行うべきではないかと。これが2つ目の論点でございます。

最後に3つ目の論点としまして、こういった義務化基準の場合、義務化ということで基準を設定しても、基本的にはそれは最低レベルの基準ということになりますが、単に最低レベルでとどまることなく、より高いレベルに社会を変えていくためには、こういった議

論のときには同時に——ここでは誘導水準と書いてございますが、高いレベルの基準の設定なり、さらにはそういったものを評価するための性能の表示——省エネルギー性能ということでございますが、ラベリングの導入もあわせて検討していくことが必要ではないか。これが3つ目の論点でございます。

以上が住宅・建築物の省エネルギー化の論点でございます。

さらに(2)に進みます。省エネルギー化とともに近年大きく動いてございますが、再生可能エネルギー分野も非常に重要なパートだと考えてございます。再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化対策であるのはもちろんでございますが、エネルギーセキュリティの向上もしくは環境関連産業育成の観点からも重要でございます。

こういった分野でございますので、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合についても、現行五、六%ぐらいでございますが、これを2020年までに10%に達することを目指していくべきとなっております。

最後に、住宅・建築物分野での活用の余地が非常に大きい太陽光発電はもとより太陽熱、さらには地中熱——再生可能エネルギーは、電気で使うところはもちろんでございますけれども、熱の利用についても導入を推進すべきではないかと。民生のエネルギー消費の4割から6割は、実態は給湯なり暖房等の熱でございますので、そういった可能性もあるのではないかという論点でございます。

(3) 既存のストック対策の重要性も言うまでもございませぬ、ストックは5,000万戸ぐらいかと存じますか、この分野はなかなか規制措置にはなじみにくい面もある中で、法上なり税制等も含めた支援による省エネリフォームの推進が必要ではないかという形でございます。

最後に(4)、ライフサイクル全体を通じた総合的視点での排出削減対策が重要であるということで、単に住宅の運用段階だけではなくて、建設から維持管理、最後に廃棄、再利用に至るまでのライフサイクル全体でのCO₂排出削減対策と。具体的にパワーポイントには、例えばLCCMの住宅ですとか、住宅の長寿命化ですとか、幾つか対策のメニュー、方向性がございますが、こういったライフサイクル全体の取り組みも考えていくべきというのが4つ目の論点でございます。

以上が2-1の排出削減対策の基本的方向性でございますが、次に2-2の対策の進め方について御説明いたします。

(1)の排出削減と快適性等の間接的便益の実現。実際に排出削減を行うに当たって、

省エネ対策が中心かと存じますが、省エネがもたらす直接的な便益、具体的にエネルギー費用の節減等ですけれども、そのみならず、ノン・エナジー・ベネフィットという言葉もございますが、同時に実現される快適性ですとか健康性、知的生産性の向上などといった間接的な便益を見える化していくことが、こういった排出削減対策を行うに当たって重要なのではないかと存じます。これが1つ目の論点でございます。

さらに2つ目の論点としましては、こういった排出削減対策、省エネ対策が同時に住宅建設市場の活性化にもつながるのではないかと存じます。ここにもございますが、省エネルギー化を通じた高性能化、付加価値の向上を、こういった産業分野の活性化につなげていく視点も重要ではないかと存じます。新成長戦略等、政府でもいろいろ取り組んでございますが、そういった観点でございます。

さらには、活性化と同時に、こういったいろいろな対応を行うときに、本産業は技術レベルにばらつきがございます中小の事業者の占める割合が大きがございますので、冒頭に論点としました省エネルギー対策の義務づけ等の検討に当たっては、中小の事業者の経済活動に支障を及ぼさないような配慮が必要ではないかと存じます。これが2つ目の論点でございます。

(3) で、先ほど来出ているハードの取り組みとともに、まさに今回の住まい方の分野かと思っておりますが、ソフトの取り組みの推進も当然ながら重要です。つくる側だけでなく、使う方の取り組みということでございます。

ここにも少しございますが、エネルギー消費の見える化を行う。見えることによってヒューマンビヘービアを変えていくことは重要だと存じます。見える化の一つの手段として、例えば、こういう事業者なり分野であればこの水準が標準なり、べきであるというベンチマークといったものを、さらにラベリングで外に見える化もしていくと。こういったことを行いながら、省エネの取り組みそのものに活動としてうまくインセンティブを与えると。こういった論点も必要ではないかというのが3つ目の点でございます。

以上が2. の排出削減対策の基本的な考え方でございます。

続きまして、3つ目の論点でございますが、少し中期の観点から、2020～2030年に目指すべき住まいと住まい方ということで、3-1 2020～2030年に目指すべき住まいの姿として、2020年には標準的な新築住宅でゼロ・エネルギー・ハウス—ZEHとあるのはゼロ・エネルギー・ハウスの略でございますが、これを実現して、2030年には新築住宅そのものの平均でゼロエネルギーを達成するべきではないかと。そういった中で、LCCM、ライフサイクル・カーボン・マイナス、ライフサイクルそのもの

のでもカーボンマイナスの住宅を早期に実現すべきではないかといったものが一つのビジョンとしてあるかと存じます。

2つ目に、住宅だけではなくて建築物、ビルディングのほうでございますが、2020年には新築公共建築物でZEB、ゼロ・エネルギー・ビルを実現するとともに、2030年には公共建築物だけではなくて新築の建築物全体の平均でゼロ・エネルギー・ビルを目標とすべきではないかと。

さらに3つ目の論点で、こういったいろいろな意味での低炭素化のアクションでございますが、建物単体だけではなくて、EVは電気自動車、EVは電気自動車、EVは電気自動車の略ですけども、例えば電気自動車やその他の蓄電池を活用しながら、エネルギーをためながら無駄なく使うという意味の蓄エネルギーの活用、さらには、建物単体での省エネなり低炭素化だけではなくて、エリア——街区とございますが、建物相互でエネルギーを融通しながら無駄なくエネルギーを有効活用するといったさまざまな手法が、これからの議論として重要かと考えている。これが最後の論点です。

続きまして、3-2に参ります。

【高橋地球温暖化対策課長】 では、3-2以降は私からご説明させていただきます。まず、3-2「2020～2030年に目指すべき住まい方」ということでございます。今、話がございました住まいのハード面のあり方に加えまして、ライフスタイルあるいはワークスタイルを低炭素社会にふさわしいものに変容していくことが大変重要でございます。意識は高まってきておりますけれども、実際の行動に移すためのインセンティブの付与が必要になってくるということでございます。

また、2つ目でございますが、ライフステージが変わっていく中で家族構成なども変わってまいりますけれども、それに応じた住みかえを促進していくということ。また、3つ目として、最近温暖化に対する意識が高まってきておりますけれども、実際我が家で何をやったらいいのか、どういうものが効果的なのかということがなかなかわかりにくいということで、家庭の実情に合わせてどういう省エネ設備や機器を導入したらいいのか、例えば、それによってどのぐらいの光熱費が節約できるかということも含めて、具体的に提案できるような人材の育成といったことを通しまして、最適な住まいの選択でありますとか住まい方に各家庭を誘導していくことが重要だろうと思っております。

最後、4つ目ですが、住宅・建築物からのCO₂排出量削減に向けた国民、事業者、行政、各ステークホルダーの役割というところでございます。

まず4-1 国民の役割でございます。国民としては、快適性や健康性にも勘案する、これはノン・エナジー・ベネフィットと言っておりますけれども、CO₂削減、省エネに伴いましてエネルギー以外のさまざまな便益を認識することが、こういう対策を進める上で大変有効だろうと思っております。そういうことを認識しながら、低炭素化に向けて身近なことからみずから行動に移していただくことが大変重要で、そういうことに向けた意識改革が必要だろうということでございます。

4-2といたしまして、事業者の役割でございます。事業者は率先してCO₂削減あるいは省エネルギー化たるものに取り組んでいただく。そういうものに資する事業あるいは製品を積極的に開発していただくことが大変重要かと思っております。また、まさに新成長戦略でございますように、そういうことが新たなビジネスチャンスを生み出すという認識を持っていただくことが大変重要だろうと思っております。

2つ目ですけれども、事業者の責務として、みずから開発、販売していただく商品とか製品について、CO₂削減あるいは省エネルギー化についての正しい知識を消費者に提供していただいて、その使い方の普及等に努めていただくことが重要ではないかということがございます。

3つ目として、特に中小工務店について取り上げてはございますけれども、中小工務店の役割として、地域の住宅生産を守るという非常に重要な役割を果たしていることをまず認識いたしまして、省エネ住宅の建築あるいはリフォームといった技術を習得するという活動を通じまして、地域の人々にとって安全、快適な住生活の実現に努めていくというところの役割を果たしていただくことが重要ではないかということでございます。

最後に、行政の役割でございます。これまで述べましたような国民あるいは事業者の意識改革、あるいは具体的な取り組みが進みますように、また、関係者、国民、事業者のご理解をいただきながら思い切った施策を推進すると。その際には、CO₂削減の必要性を適切にアピールしていくことが重要かと思っております。

また、先ほどもございましたけれども、特に中小工務店につきましては、技能者の育成などによりまして、これまで培ってきた地域の住宅生産体制を維持強化していくことが大変重要ではないかということがございます。

最後に、関係省庁間の連携はもちろんですけれども、地方公共団体などと適切に連携し、役割分担していくということを通じまして、地域に根差した取り組みも生かしながら、国レベル、地域レベルの取り組みを推進していくことが必要ではないかということござい

ます。

以上でございます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

今のは「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」のとりまとめ骨子ということでございます。次回に最終的には取りまとめをしたいと思っておりますけれども、骨子という形で基盤になる方針がここに記されているわけです。

したがって、今日はできるだけ多くの委員の方々からこれについてのご意見を拝聴して、それをさらに取り入れて、最終的なものにしたいと思っておりますので、ぜひいろいろとご意見を出していただければと思います。

ご意見あるいはご質問がございましたら、お手元でございます委員の札を立てていただけますでしょうか。それを見て、私から氏名させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、どうぞ。坂本委員。

【坂本委員】 おはようございます。全体的によくまとまって、非常に明快な骨子だと思います。

幾つかあるんですけども、特にもう少し強調すると言いますか、中身を充実させていただきたいものの中に、資料1-1の2ページの一番上の(3)既存ストック対策の重要性にストック対策の重要性が書いてあって、「規制措置にはなじみにくい」という特殊な面があることが書いてあって、あとは補助、税制という支援が必要だとあります。ご存じのように、ストック対策は従来から支援があって、特に住宅エコポイントなどで世の中に大分認知されて住宅のリフォームが行われるようになってきている。大変結構ですけれども、来年は継続するという話ですが、あれもいつ終了するかわからない。こういうものを恒久的にと言っても何十年先までやるかどうかわかりませんが、全体のCO₂削減の2020年とか30年の目標がありますから、そういうことを想定して年次計画などをつくるなり、かなり恒久的な税制なり補助なりの支援策を強調されるとよろしいかなと思うのです。

特別な法律をつくる必要があるなら、ぜひそういうことを考えていただいて、木造の公共建築関係でも法律ができましたが、ああいうことが可能であれば世の中にアピールになります。その法律ができたことによって具体的に何がどう変わるかはまた別問題でしょうけれども、世の中に対するアピールとして立法なども有力な方法ではないかと考えますし、

そういうことが地方活性化とかにつながっていきます。リフォームは、耐震改修のこともありますし、リノベーションということでまちづくりにも非常に役立つ面がございますので、この辺ももう少し中身を膨らませていただければ幸いです。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、中村委員。

【中村委員】 昨年2009年に環境省のエコモデルハウスの事業を私たちがやった経験からお話ししたいと思いますが、そこでは、真のエコハウスとって、単に太陽光発電を屋根の上に乗せる、トッピング型と言われるようなエコハウスでない、建物自身の性能から、総エネから、あるいは地域性、健康性、将来のライフスタイルを踏まえたものを全体としてつくろうというふうにしていきました。

それに関してお話しさせていただきたいと思いますが、例えば4ページの「地域性を考慮し」のところで「気候風土に応じた」と言っており、もちろん気候風土は当然であります。さらに地域の材料とか地域の技術もそれに加えていただければと思うところです。

それから、5ページの再生可能エネルギーの熱利用に関することも非常に重要な問題がありますが、特に地域では、産業との絡みも含めた熱エネルギーが余っているものもたくさんありますし、排熱等もあります。スマートグリッドの場合には主に電気でそれが組み立てられるかと思いますが、さらに熱も含めた地域の熱エネルギーネットワークというものも非常に重要だということも記載していただければと思うところです。

7ページの知的生産性の向上等も、それだけコミュニティーの資質が高くなるということが重要なのですが、後に出てくるライフスタイルをどうやって変えるかということも含めて、コミュニティーの力が非常に大きいだろうと私たちは考えていくようになりました。コミュニティーでみんなで考えて、みんなでこういう方向に進もうということを議論し進めていくということが、個人のエコ的なライフスタイルを進めていく非常に重要な観点ではないかと考えるところです。

その辺で、9ページの見える化であるとかソフトの問題、ただライフスタイルがエコ的な省エネ的なだけではなく、最終的には自分の家を改修する、あるいはもっといい方向に建てかえることが重要ですので、そういうモチベーションにつながるための方法論にももう少し踏み込んでいただければと思います。

10ページ、先ほど言いました地域の街区単位のエネルギーの有効利用が重要なところ

ですが、この中で、さらに地域のごみとかりサイクルというリサイクル型の循環型社会をつくるのが、エネルギーをみんなですましく使っていくことに必要なのではないかと考えております。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

今の中村委員のご説明のように、事務局の説明としては1-1しかしていなかったのですが、その背景にあるいろいろなものが1-2に入っておりますので、どうぞそちらもごらんいただいてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、崎田委員。

【崎田委員】 私は、先ほどジャーナリストでNPOをやっているというご紹介をいただきました。自分たちの暮らしを主体的に考えていくという環境を視点にしたまちづくりをする人たちの全国の活動を応援するという全国ネットと、みずからの仕事のベースにしているところでの、地域の環境学習を広げるという両方のNPOをやっております。そういう視点から、いかに地域の中でこういう省エネ性能の高い住宅や住まいに関心を持っていくかというところを広めていくのが役割だと思って歩んでいます。

今回のまとめも、住み手にとってこれからかなり厳しくなるという時代の方向性が書いてあるわけですが、環境学習を広げているような私の立場にとっては、こういう明確な方向性が出てくるが大変重要だと思っています。

なぜかという、普通、町の方にお話しすると、環境対策が大事でも、大きな産業界とかがやってくれるのが先だと思込んでいらっしゃる方がまだまだ大変多く、みずからの暮らしの中で取り組むんだということがこれだけ期待されているということの自覚が少ないという感じがいたします。

ですから、そのところをきちんと、自分たちが省エネ家電を購入するだけではない、住み方そのものが大事なんだということを、これだけ方向性で明確にさせていただくことが大事だと思います。

そういうふうにくら知っても、いざ改築とか建築ということになると、自分たちが幾ら払えるかということで、省エネの性能というところまで気持ちがいかないのが現実ですので、とりあえず省エネ性能をきちんと守りましょうということの規制値を厳しく徹底していただく。その上で、それを取り入れるためにどれだけ支援策とか税制優遇があるのか、あるいは、それを取り入れる工務店も、消費者にそういうことを徹底させるとその工務店

の評価が上がっていくというような相乗効果のある仕組みをつくっていただくことが大事ではないかと思っています。

なお、私は今、支援策とか税制優遇ということだけを申し上げましたけれども、そういうことをきっかけにして、住む人みんなが自分たちの住まい方でこれからの社会、もっと環境をよくしていくんだと思っていくような社会に変える、大転換期なのではないかと思っています。

そのときに、今回人材育成ということも出ていて、私はこういうことが大変重要になってくると思うんですけども、これから自分たちの住まいをどうしていくかということ、エネルギーとかもちゃんとわかった上でアドバイスしていただく、これからの自分たちの家族の成長に合わせてそれをアドバイスしていただく、そういうことができる人材をきちんと育てていただくのが大事だと思っています。

先ほどいろいろな資料の中に環境省の環境コンシェルジュという制度が入っていて、私はその制度設計の細かいところをきちんと把握していないんですけども、かなり具体的なアドバイスができる人材につながることを期待しています。例えば、昔、建築士をとっていたけれども、最近あまり仕事をしていないとか——実は先日、環境学習のときにそういう女の方がいらして、社会にはこういう知識をちゃんと持っているけれども、それを生かしていない人はいっぱいいると思うので、そういう人も取り入れてこういう制度ができるといいのではないかと、私も非常に感じました。

それだけではなくて、例えば、既存の住宅展示場が体験学習の場としてきちんと機能するというふうに事業者も積極的に取り入れていただいて、住まいと住まい方の相乗効果を上げていくんだという機運をはっきりさせていただくことが大事だと思っています。特に住宅展示場で体験学習をしていただくのも、事業者だけの責任にすると大変だと思いますので、そういうときに行政とか地域のNPOとか環境学習をしているNPOと連携しながら、新しい情報発信型の産業、コミュニティービジネスを起こしていくぐらいの感じで、今回の大きな制度の変化の道筋をつくっていくのが大事なのではないかと思っています。よろしく願いいたします。

【茅委員長】 ありがとうございました。

この後は、樋口、青木、柏木、村上、櫻井の各委員の順番で発言していただきます。

それでは、樋口委員。

【樋口委員】 私どもは住宅を直接やっている事業者になりますので、具体的な話とあ

わせてCO₂全体の問題もお話しさせていただきたいと思います。

今、崎田委員から住宅展示場という話が出ましたけれども、前回、創エネ、省エネ、蓄エネという問題がありまして、蓄エネということで、リチウムイオン電池で太陽光並びに夜間のクリーンエネルギーをためるといった形のを、埼玉県の春日部の展示場と愛知県の八事の展示場で実施しました。お客さんの関心は非常に高く、そこへ電気自動車もセットしてあるんですけども、HEMS及びエネルギーの見える化による削減、今エネルギーはどこがたくさん出ていますよというのが一目瞭然でわかるような仕組みを取り入れてあります。

ですから、家電製品のトップランナー制度による高効率化、LEDの照明の普及による省エネ、次世代省エネによる空調負荷の削減、太陽熱ハイブリッド給湯機等による給湯負荷の削減、それとエネルギーの見える化、自然エネルギーによる省エネ、なおかつ、大体4人家族で年間に使う電気の使用量は平均しますと7,000キロワットアワー。これを4,000キロワットアワー以下にすることが可能であると。

それと、現在の発電効率が、太陽光の場合16%ぐらいですけども、それを22%に効率アップすることによって、現在3キロワットの出力の太陽光発電システムと同じ面積で、4キロワットの出力の太陽光発電のシステムが可能になります。そうすると、年間発電量が3,000キロワットになりますから、それが4,000キロワットまで上がります。これらを進めていきますと、2020年までにはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスという形ができるであろうと見ております。

ただ、先ほどから民生の部分がCO₂排出量の伸びが非常に高いというお話がありましたけれども、2007年で見ると日本全体で世界のCO₂発生量の4.2%。その中で、今回のテーマはタイトルが低炭素社会に向けた云々とありますが、低炭素社会の推進ということになりますと、住宅がメインでやっておりますけれども、住宅以外の運輸部門が19.4%。民生でも、家庭部門と業務部門に分かれますと、現実には業務部門のほうが19.4%と多いんです。家庭は14.1%、1億7,100万トン。この部分だけを今、注力してやっているわけですけども、全体の12億1,400万トン、なるほど産業部門は1990年対比では0.87倍と減ってはおりますけれども、量的な部分、比率からいきますと、まだ産業部門が一番多い。

トータルで進めていくことも考えていかないと、せっかく国土交通省と経済産業省と環境省と合同でやってもらっているわけですから、そういう形の中から、日本としての新し

いビジネスチャンスも構築できるのではないかと。

だから、住宅部門だけをとらえますと、自部門の、今、説明した形でいきますと、2020年までにはネット・ゼロ・エネルギーの実現ができるであろうと考えております。

それと、お客さんの関心は非常に高い。私は展示場に両方とも行ってきて、説明も全部聞いてきましたけれども、非常にこれからの商品になり得ると思いますし、それを普及していきたいと思っています。

【茅委員長】 ありがとうございました。

資料1-2の6ページにLCCM住宅を例示してあるのですが、後で事務局から、樋口委員の今のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというお話との関連を、できれば何か反応していただきたいと思います。

では、次に青木委員。

【青木委員】 中小の工務店の団体から来ています青木です。資料1に中小工務店と言う言葉が2回も3回も出ているということは、非常にありがたいことだと思っています。やっ和我々のほうに目が向いたということだと思っています。

多分、私の感覚では、新築の部門は今、長期優良住宅というある程度確立されたもので動いています。ところが、既存の建物、特に木造の住宅については、今まで改修というと水回りの改修だとか、外装、外壁、屋根というところがリフォームの主体で動いてきたんです。ところが、この部分は、他の産業の方のほうが強くなってきて、工務店はその部分の仕事がだんだんなくなってきている。ここでやっとな耐震、省エネルギー、バリアフリーという本体をいじる性能アップの改修が始まったと思っています。

実は、これだけいろいろなところで応援の言葉が聞かれるのですが、我々の団体としても、実態は、この性能アップのリフォームについてきちっとしたビジネスのモデルができていないんです。つまり、リフォームというと今までは水回りを交換したりで、1週間とか10日でできるところが主体でした。ところが、これをいじりますと1カ月、2カ月という形で、そこのところでちゃんとしたスタートがここから始まるような感じがしています。

ここに人材の育成というのが書いてありますが、人材の育成は2つありまして、技術を習得してそれをお客さん、消費者に伝えたり現場に伝えるという1つの方法と、もう一つは技能者です。技能者は、新築の場合はプレカットだとかいろいろなものでかなり機械化が進んでいますが、既存の在来の工法の木造を改修するには、技能者——大工の出番がか

なり多いんです。

現在、年寄りの大工が動いていますので、大工は何とか足りている状況です。ところが、これを本格的にやるといって圧倒的に足りなくなる時代が来ます。在来の昔からある工法は、それを手掛けた大工がやると非常に効率がよくて能率が上がるという実態があります。ですから、そのところの人材育成についても、ここに書いていただいているので非常にありがたいと思っています。

具体的に何をやっていただきたいかという、まず、技術の講習です。耐震については、我々の団体は四、五年前から建防協と組んで、耐震診断ができる工務店を多くしようとしている。やっと今年、I B E Cのほうで省エネルギーのガイドラインのマニュアルができましたので、これを耐震と同じように位置づけまして、講習して、少なくとも技術のレベルをまず習得して、それに合わせて改修していくという方向に行こうと思っています。ですから、今年から講習をやって、実務者を育てるところをぜひこれからやらなければいけないと思っています。

L C C Mの話はここにも書いてありますが、L C C Mの家も、我々のやるところは、建物本体の性能をアップするところに特化しまして、これから施策その他でいろいろな設備の要素とかほかの要素が変わると思いますので、本体を省エネルギーの、最低でも次世代省エネルギー基準ぐらいに定めまして、そこを仕事として、それを長持ちさせるという観点をプラスしまして、それも今年ぐらいからスタートしていきたいと思っています。何を言いたいかという、スタートしたばかりだという印象を持っています。意外と工務店が性能アップのリフォームについて取りかかっているのが実態です。

それから、これは余計なことですが、今日は経産省の方に来ていただいていますけれども、つい最近、グラスウールが逼迫して現場がとまっています。日本の国というのは、ちょっと省エネルギーに目が向くとああいうものがすぐとまるような、底の浅い業界なんだなと私は思っています。工務店はこれから暮れに向かって引き渡しなどで、グラスウールがとまりますと壁の部分の工事が全くできませんので、先が進みません。とまっている現場がいっぱいあるのが現状です。今、生産課と緊急のアンケートをとって全国に流そうと思っています。そういうことでこれから取り組みたいと思います。

いずれにしろ、ここに中小工務店という言葉を乗せていただいたのは、我々にとっては大変ありがたいことだと思っています。ほんとうにお礼を申し上げます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、柏木委員。

【柏木委員】 3点申し上げたいと思っております。1つはストックのグリーン化。義務化の対象については新築の住宅・建築物ということで、ストックに関しては触れていないのですが、例えば新築で大型のビルを建てるときに、いかに周りにあるストックの中小ビルを巻き込むか。

今で言うICTを入れていけば、それぞれの建物、中小ビルのところにエネルギーマネジメントシステムを入れる。それによって新築の大型ビルにそのデータを寄せて、かつ、それでエネルギーサービスができるとか、新築の義務化をするときに、何らかの形でストックに対しても影響が及ぶような対策が私は可能だと思っております。それに対する税制優遇だとか、その設備に対する補助だとかが出てくるような気がしています。

ですから、特に大型のビルに関しては、新築への義務化をかけるときに、周りの中小ビルを巻き込んだ形でエネルギーマネジメントシステムなどを入れていくことによって、ストックのグリーン化ができていくのではないかとというのが1つ目。

2つ目は、住宅用でも今、再生可能エネルギーからの電力に関して固定価格買い取りの議論が進んでいます。経済産業省の政務三役、政治主導でやるということになって、今、ここにおられる部長とも一緒に詳細の設計をやらせていただいているんですけども、例えば固定価格の買い取りということになりますと、太陽電池などは一挙に、新設には標準装備されていく可能性もありますし、ストックのものにももちろん入ってくるわけです。

ある意味で新築の場合には、省エネ基準だとか自然エネルギー導入とかを義務化していくことになりますと、認証をどうするかというのは極めて重要で、これは国内法ですから、もちろん太陽電池は国際商品だし、断熱剤等も国際商品だと思いますけれども、国内外の商品を問わず、日本の国内の建物、住宅が安心して省エネ、総エネになる形での認証をきちっとやっておかないと、国内法のメリットが少なくなる。

例えば、雇用促進するとか、あるいは産業構造に極めて大きな影響を及ぼすとかいうことも含めて、認証をきちっとしていくことが義務化とあわせて大事なことになる。

3点目は、例えば、先ほど中村先生がおっしゃっておられたと思いますけれども、熱の有効性。電力は比較的計測しやすいですし、対応しやすいと思いますけれども、太陽熱だとか熱の重要性は極めて重要になってきて、デマンドサイドの中で、電力だけではなく、熱までもコントロールして面的な融通ということが極めて重要になる。

特に都市部などでは、ごみ焼却炉の排熱をうまく使うとか、排熱パイプラインを整備す

るとか、公にやるべき話と私的にやる話。面的利用ということになると、どうしても規制改革という言葉と一致して考えなければいけなくなってくるような気がして、義務化に合わせて規制改革をどういうふうにするかが、熱の利用も含めて極めて重要だと。

規制改革はもちろん緩和と強化があります。強化のほうは補助金とのセットで、義務化というのは、どちらかという強化のほうになると、それなりの補助金あるいは技術開発とのポリシーミックスになる。

もう一つ重要なのは、規制緩和というのはあるわけで、規制緩和はあまりお金をかけないで、民間での新しいビジネスモデルが出て来るということになりますと、これを合わせた形でのポリシーミックスというのが、特に面的なローカーボンハウスやローカーボンコミュニティという話になってきますと、そこら辺が極めて重要になってくる。その観点が少し抜けているような気がします。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

質問ですが、私は太陽光発電で認証が必要ということの意味がわからなかったのですが、それはどういう意味ですか。

【柏木委員】 例えば、今、日本の国内外の製品で、15年以上使えるとか、比較的粗悪な商品も現状では出ておまして、何でもいから入れれば、それを固定価格の対象にするというのは、入れたユーザーに対して安心感がなくなってくる。

【茅委員長】 そういう意味ですか。

【柏木委員】 よって、もし固定化の対象にするのであれば、認証みたいなものがないと、型番がはっきりしない。そういう意味です。

【茅委員長】 なるほど。わかりました。ありがとうございました。

では、村上委員。

【村上委員】 先ほどご説明いただきました資料1-1は大変よくまとまっております、事務局に御礼申し上げます。

2つのことを申し上げたいと思います。1つは、民生部門におけるエネルギー需給の変化というか革命ということをございまして、ここにも書かれておりますけれども、再生可能エネルギーが大量導入されると。そうしますと、買い取りを含めて、今まで非常に受動的だった消費者が能動的になる。エネルギー事業者が一方的に価格を決めたのに対して、これからは、例えばダイナミックプライシングの採用を含めて、かなり消費者が参加でき

るシステムになる。

それを支えるのが、皆様ご存じの情報化技術でございまして、スマートグリッドをベースにしたものでございます。建築とか住宅側ではスマートメーターとかスマートハウスとかスマートビルとか、あるいはHEMS、BEMS、CEMSとかがございまして、そういう情報化に支えられたエネルギー需給革命の変化、その意味は、消費者の能動的参加ということの一つつけ加えてもよろしいのではないかとということでございます。

2つ目が、資料の3番に「2020～30年に目指すべき住まいと住まい方」という将来ビジョンを書いておりますけれども、ぜひ十分なる想像力を持ったスタンスでビジョンを描いてほしいというお願いでございまして、民生用エネルギーは遅々として進まないということで、関係者は内心は多少絶望的だったわけです。

例えば平成11年基準、今の次世代基準は平成11年にスタートして10年たつけれども、住宅で言いますとフローベースで適合率が10%ちょっと、ストックベースでは三、四%と非常に進んでいないということで、当分だめだろうと思ったけれども、今年4月に国交大臣、経産大臣が2020年に向けて義務化すると。義務化というと100%でございまして、がらっと局面が変わってくるわけでございます。

でございますから、現状に固執して将来を予測していると、なかなかダイナミックなビジョンを描けないのですけれども、何でも規制すればいいというわけではございませんが、規制のほかにも経済的支援、あるいは情報提供、情報発信とか3つぐらい大きな手法があるかと思っておりますけれども、そういうものを組み合わせて、十分想像力をもって将来ビジョンを描いていただきたい。これは住まいと住まい方という委員会でございますから、将来の住まい方はこうあるべきだということを、あまり現状にとらわれない形で描いていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、櫻井委員。

【櫻井委員】 学習院大学の櫻井でございます。私は前回出席しておりませんので、意見を述べさせていただくのは初めてなのですが、全体について何点か申し上げたいと思っております。

まず1つは、ここの会議の話題ではないのですが、この会議の前提になっている25%削減目標ということについてですけれども、そこはちゃんと大丈夫なのでしょうねという

ところがやや心配である。特に政権交代があったり、あるいは民主党政権自体も必ずしも安定性がないみたいところで、最近実感しているのは、行政の継続性みたいところで非常に重要だということです。

特にCO₂の削減という、言うなれば人間の寿命を超えたような大きなスパンで考えなくてはいけない話になると、継続性が重要でして、そのときには客観的なデータに基づいた確実な根拠をもって政策をセットしていきませんかできないので、そのところは私の専門ではないのですが、数値的な客観的なデータをもってきちんとあるのしょうねということは確認をさせていただきたいということが1つでございます。それがあって初めて成り立つ議論だということかと思えます。

今日の資料1-1について、ちょっと気になっているのは、私は法律が専門なので、規制をする場合にどういう考え方でいくのかということが大事だと思います。CO₂を削減する、地球の温暖化の防止云々という観点からのある種の規制をかけていく規制というのは、どういう類型に入ってくるのかという点については、あまり整理されていないと思います。

従来の、例えば公害規制みたいな議論であるとしみますと、これは消極規制ですから、害悪の発生を防止するというで、きっちりとした非常に古典的で近代的な法制度があるわけです。

それに対して環境政策というのは、もう少し良好な環境をつくっていくというタイプのものでして、そういう意味では、害悪の発生を防止するのではなくて、ある種の積極的な政策的創造の世界に入ってくるので、緩い形でいろいろな手法があり得るということです。積極規制という言い方もしますけれども、その両方にまたがっているのです。

このCO₂の削減の問題というのは、おそらく両方の側面にまたがっているようなところもあって、全体としての価値観も含めて、建築なら建築行政の基準の底上げをしていって、価値判断自体が変わっていくというようなことで、積極的な規制と消極的な規制の両側にまたがるような領域だということになると、両方にらんだ形で最終的に法制度をセットしていかないといけないだろうということで、そういう観点はあまりちゃんと出ていないのではないかと思います。

例えば資料1-1ですと、2-1の(1)の2番目のところで義務化の話が少し出ておりました。義務化の基準というのも、義務という言葉についてどういうふうなイメージを持つかということはあるかと思えますけれども、これは例えば建築基準法上の義務など

と、環境分野における義務というのは、おそらく全然ランクが違うということです。

ですので、ここで言っている義務化というのは、どういう部分で具体的に考えておられて、どのぐらいの強度の義務か。抽象的に義務というのはあり得ることですけれども、大した義務ではないわけですし、その辺どうするのかです。

そのわりには、この文章自体が「規制を受ける国民の痛み」とか「厳しい財産権の制約」というふうに一足飛びに言っているんですけれども、ほんとうにそういう話なのか。ほんとうにそういう話にするのだとしますと、これは大変な大事でありまして、きちんとした最終的な法律の規制のセットの仕方を考えないといけないだろうと思うわけです。

ついでに言いますと、地域性を考慮し云々というのはあり得べき議論だと思えますけれども、そうだとしますと環境関係の条例というのがどういうふうな位置づけになるのかということが問題になりまして、これは確か環境省さんには申し上げたことがあると思えますけれども、環境領域というのは国の法律、条例の関係が非常にがばがばなんです。そこは、国交省所管のほうとは違うところ。

かつ、経産省の法律もあまりそういう問題意識自体を持っておられませんので、条例も委任条例でやるのか独自条例でやるのかというあたりのことを考えないと、義務の強度みたいなどころとも関連してくるという問題があるので、そこは個別の問題を離れて少し考える、理論的にちゃんと整理しておく必要があるだろうと思います。

もうちょっと申し上げたいんですけれども、2ページにいきますと、既存ストック対策の重要性はそのとおりなのですが、これは建築の話でいきますと、既存不適合をどうするのかみたいな話につながってくることになると思いますと、どういうふうに構造的なところで転換するつもりがあるのでしょうか、ないのでしょうかというところで、先ほど言った規制根拠の問題と絡んでくるということがございます。

それから、ついでに言いますと、2-2の(1)のところでは快適性、健康性、知的生産性の話が出てまいりますが、この手の話が多分規制根拠にかかわってくる議論でもありまして、ここで言っているところの快適性、健康性という話が定性的な話ではなくて、どういうふうなロジックでもってCO₂削減の政策を打っていく場合の実質的な根拠になるのかということ、もう少し具体的に言っていたかかないとまずいのではないかと思います。

あと、資料1-2の10ページに図がございますけれども、例1、例2、例3すべてそうなのですが、こういう住宅をつくるといったときに最終的に何で担保しようとしているのか、担保しないで誘導にとどめるのかというところは、ぜひ歩留まりをある程度イメー

ジとして持つておかないとまずいのではないかということです。

だから、最終的にほんとうにきつくやるとしたら、建築確認に載せるのか載せないのかということもありましょうし、例3になってくると都市計画も絡んでくるのか、それとも建築基準法の枠内でやるのかどうかということもありまして、全体として言うと、経産省の政策と環境省の政策と国交省の政策の中の住宅政策と建築政策のところで、建築行政のところが1つだけ異質なんです。異質でかつかっちりしている。極めて近代的な仕組みになっているので、そこが質的に違うと。そこを架橋するのかもしれないかというところが非常に気になっているので、政務官もそれぞれ頑張るんだということをいろいろおっしゃったんだけど、ほんとうにちゃんとできるのかどうかについての体制のところと理屈のところと法律の関係がもう少し現実的なものとして見えないと、これでいけるなという感じがいま一つしないということでございます。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、高橋さん。

【岩沙委員代理（高橋）】 私から大きく2つの点を申し上げたいと思います。

1つは、個々の建築物等につきまして環境性能の向上は、不動産業界でもコスト面あるいは技術面での検討を進めておりますが、そういった個々の建築物の環境性能向上に加えて、先ほど柏木委員からもお話がありました、周辺地域を巻き込んだ面的な取り組みも必要となると思います。

その面では、個々の大規模建築物だけではなくて、環境機能の向上という面からも、既成市街地の再生といった面整備の重要性が大事になってきますので、業界としてもそういう取り組みを進めていきたいと思っております。

2点目は、環境に関する意識は大変高まってきているといういろいろなデータがございます。一方で、消費者は行動するに当たって、コストとかいろいろな面で、環境意識の向上ほど環境機能を評価する購買という行動がとれないということも言われております。

そういったことにつきましては、今回のこの資料の中にも書かれておりますが、インセンティブが必要だろうと思います。そういう中で、事業者に対する助成も必要ですし、消費者に対して具体的に目に見える形でのインセンティブを提示していただくことが、消費者のそういう行動につながっていくのではないかと。

インセンティブの話はの中で書かれてはいるのですが、最後の3ページの行政の役割

で、「国民や事業者の意識の変革」だとか「理解と協力を得て」と書いてあるのですが、理解と協力を得るためには、消費者に対する目に見えるインセンティブとか、あるいは事業者に対する助成といったインセンティブを行政が掲げる、提示していくことが行政として大変大きな役割だと期待しておりますので、その辺をぜひ強調していただければありがたいと思います。

【茅委員長】 ありがとうございました。

では、富田さん。

【藤本委員代理（富田）】 今インセンティブの話が出ましたけれども、先ほど坂本委員からもエコポイントの話が出て、実際、建物の新築あるいはストックの改修という意味でエコポイントが大変効果が出ておまして、先ほど青木委員からおしかりを受けましたが、品不足まで生じるような事態になっております。業界としてはそれを解消すべく努力しておりますが、そういう意味で、来年度もエコポイントを継続するというので、ぜひ頑張ってくださいたいし、政府の御努力を評価しております。

報告書の関係では省エネ義務化の話が俎上にのぼって、こういう検討が始まってきたということは大変評価しておまして、ぜひ具体的な義務化の方向性なり内容なりについて検討が進んでいくことを希望しております。また、同時に最低基準ではなくて高い目標の性能を設定していく、次世代基準にかわる新しい基準をつくっていくということは非常に重要です。

産業界としては、具体的な目標が提示されるとそれに向けて努力していきます。新しい製品の開発だとか対応の仕方だとかに一生懸命取り組みますので、そういう意味でぜひ高い目標水準というか誘導水準みたいなものをあわせて設定していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございました。

中村委員、もう一度ですか。

【中村委員】 もう一回です。2つご提案したいと思いました。

1つは、昨年環境省で、先ほど言いました真のエコ化の話で、今、政府がいろいろ出している住まいに関する補助金の対象物件に対して、すべて住まいのエコ化をするような政策をしてほしいということをお話しし、それが最優秀となって今、フィージビリティをしておりますが、大変難しいのは、それぞれ政府が出している補助金で住まいのエコ化をす

るといのが、補助金の目的外使用になるような話まで出ているわけです。

ただ、私たちは、こういうエコ化の性能をきちっと持つということはベースとしての基本性能であって、プラスされる性能ではないと思っておりますので、補助金を与えるときには、そういうエコ化が原則であるというふうに考えて、補助金の目的なり運用の方法を考えていただきたいということがあります。

それから、同時に、最近では福祉空間と言っているように、補助金から交付金へという流れも生まれてきておまして、自治体の意識が高まらないとそれ以上のエコ化は無理であるというふうに思っています。

もう一つ、私たちが学会で今、低炭素社会を実現するためのことを5つの都市を対象として研究しておりますが、都市の性能、例えば緑化をすとか水系化をすとか、田園の水田をきちっと守って涼冷な空気環境をつくるかということ是非常に重要です。それをすると同時に、限界都市として人口が少なくなっていく中で、インフラをどこどこまできちんと整備できるかという問題もあります。

今、国交省が出している補助金についても、中心市街地が空洞化しているにもかかわらず、もっと外のフリンジ部分で水田が埋め立てられて、そこに長期優良住宅が建てられているところもかなり見受けられます。つまり、都市の構造とか、どういうふうな都市をつくるのかといった構想がないままに、補助金が住宅だけに使われているという問題もあるわけです。

したがって、都市の性能をよくしていくということにもっと力を注いでいただきたいということで、例えばすべての都市が、2050年の都市はどうしたらいいのかということに対するビジョンをみずからつくり上げていくということをやっていただきたいと思うのですが、その前に、依然申し上げた中で環境モデル都市のことが実現されましたが、あれはまだ一都市のモデルとしてであります。もっと地道なところで補助金の利用、先ほど言いましたようなことも踏まえて、都市のあり方を考えていことで、もっとレベルが高くなるのではないかと思います。

【茅委員長】 ありがとうございます。

これで委員の方々のご意見が一わたり出たところですが、事務局側で、今のご意見について申し上げることなどがあれば、どうぞお願いします。

【橋本住宅生産課長】 それでは、順番に、すべてのご質問、ご要望にお答えできるかどうかわかりませんが、順番にお話しいたします。

まず、坂本委員から既存ストック対策の重要性について特にご指摘をいただきましたので、私どももさらにさまざまな取り組みをする必要があると思っております。既に何人か委員会でご指摘をいただきました住宅エコポイントについては、住宅のエコ化については新築、リフォームともに一定の成果はあったと思っておりますけれども、既存ストックの中で非住宅についてはいままであまり支援もしておりませんし、税制に優遇措置はあるんですけれども、条件が厳しいということもあってあまり使っていないので、さらにそこについて具体的にどういうふうにつなげていくかということは、追加で私どもも検討したいと思っております。その重要性については十分認識をしているつもりでございます。

ただ、立法措置につきましては、櫻井委員から考え方を抜本的に変えるというご指摘もあったところでもありますけれども、少なくとも建築に関する規制に関して、既存の部分はどうするかということは検討すべき課題がまだ多いのではないかと思っております。

それから、中村委員から、地域性や気候風土に加えて地域の材料や技術を使うことも観点に入れるべきではないかというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っております。例えばLCCM住宅などでは、実際に地域の材を使うということで環境にやさしい、あるいはCO₂の排出量が減るということも現に勘案して取り組みがされているということでございまして、その点については追加をさせていただきたいと思っております。

樋口委員から、住宅建築だけではなくて、運輸や産業その他の分野も含めて総合的な取り組みが必要だというご指摘がございました。おっしゃるとおりだと思っております。3省庁でこの取り組みをしているということは、当然、住宅建築だけではなくて、あらゆる分野で地球環境問題への取り組みを進める中の一つの重要な分野としてこれを行っているということでございますが、住宅建築だけが突出していくということではなくて、みんなで全体をそろえていきたいと思っております。

青木委員から、特に技術の講習とか中小工務店対策をより充実すべきだというご指摘をいただきました。おっしゃるとおりだと思っております。特に省エネの義務化ということを考えるときには、すべての新築の住宅・建築物について基準を満たしていただくという前提になりますから、現在新築住宅の4割を占める在来の戸建て木造住宅もすべて対応していただくためには、当然地域の住宅生産の仕組みを十分整えていく必要があると思っておりますので、重要性は認識しております。

柏木委員から、ストックにも影響をちゃんと及ぼせるような新築の義務化を考えるべきではないかというご指摘をいただきました。おっしゃるとおりで、どういう取り決めがで

きるか、むしろ私ども国土交通省単独ではできないところもありますので、3省庁がよく連携して、さらにご指摘を賜りたいと思っております。

村上委員から、消費者の能動的な参加を促すべきではないかというご指摘をいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思っております。義務化を前提にいたしますと、当然負担も伴いますので、国民の皆様により積極的に取り組みをしていただく必要があります。能動的な参加ということ、メリットも示しながら、国民の方々に参加をしていただくよう取り組みをしたいと思っております。

一番大きいのは、櫻井先生から種々ご指摘をいただきました。後で義務化の話はご説明するつもりでございますけれども、まず、義務化はどういうことを考えているのかということですが、今、念頭に置いておりますのは、バリフリ法のように別の法律で規制、基準を定めて、建築確認で確認対象法令としてチェックをすると。基本的には基準を満たさないものについては建築確認が下りないという、ある意味では一番厳しい規制の導入を念頭に置いております。

その上で、その規制がほんとうに今の法制度の中で構築できるかどうかについては、私どもも100%の自信を持っているわけではございません。ただ、既にIPCCなどで、地球全体の温暖化ガスをどれだけ減らさないと将来の地球の環境がどうなって、例えば水面の上昇によってどれだけ陸地が沈むとかいう具体的な被害がどれだけかという想定はされております。それに基づいて、各国がどれだけ減らさなければいけないかという義務がそれぞれに割り振られると。

これは、漁業資源の保護のように、日本は自国で環境を守るためにどれだけ制限をしなければいけないかという明確な根拠があった上で、なおかつ産業分野、運輸分野、それから民生部門で、それぞれどれだけCO₂を減らすという目標値が一定程度科学的な根拠をもって示された上で、それを減らすために、限られた環境を守るために、どれだけ建築分野で負担なり規制をしなければいけないかという根拠を示すことは必要だと思っております。

それでもなお、建築規制を担当する立場としては、地震が起きて住んでいる人が死ぬということ、50年後に私たちの子孫が被害を受けることを同等に扱えるかどうかという法律的な議論は、別途私どもがさらにクリアしなければいけないと思っております。そこについては、申しわけございませんが、これから先生方のご指導もいただきながら、さらに少し詰めていく必要があると考えております。

その中で、ノン・エネルギー・ベネフィット、快適性、健康についても根拠になるのでは

ないかというご指摘がありました。確かにヒートショックで高齢者の方が亡くなる率も非常に高いことを考えますと、そういう観点も含めて省エネルギーを位置づけることは、私どもとしては考え方ではあるとは思いますが、正面の環境を守るということとを、できるだけ規制の根拠にできるかということ、むしろこういう会議でご意見をいただきながら、もっと議論を深めていく必要があると思っております。

10ページにLCCM、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルと、街区単位のスマートコミュニティみたいな絵がありますけれども、これは若干省庁間で温度差はあるのですが、基本的に規制で実現するというよりは、誘導措置でやっていくものだと思っております。

なお、茅委員長から違いを説明せよというご指示をいただきました。ちなみに、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルあるいはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというのは、消費するエネルギーと生み出すエネルギーが相殺するということだと思っております。LCCMは運用面での相殺だけではなくて、むしろ運用面の段階では生み出すエネルギーは多くして、建設をして運用して廃棄をする、トータルで消費するエネルギーをさらにマイナスにするということがございます。

例1に載せておりますのは、実際に高知県の構原でできている住宅でございますけれども、地域材を使って、あるいは木質のペレットを使って、地域の材を有効に活用しながら、建設から廃棄までのトータルで排出するCO₂よりも生み出すエネルギーを多くするというので、そこを相殺するという考えでやっているものでございます。

高橋委員代理、富田委員代理からインセンティブというお話もございましたし、富田委員代理から、より高い目標ということもございました。限られた財源なりの中でやるということなので、すべてインセンティブで引っ張るといことは大変難しいと思っておりますけれども、私どもとしてはできる限りの努力はしたいと思っております。

ただ、高い目標ということについては、先ほども何度か申し上げましたように、すべての住宅・建築物が満たさなければ建たないという条文を仮につくるとすれば、地域の大工や工務店の対応可能性ということも考えなければいけないので、目標の設定については実現可能なものにする必要があるのではないかと考えております。

長々と済みません。以上でございます。

【高見省エネルギー対策課長】 お時間もございますので、エネルギーを中心に幾つか補足させてください。

幾つか委員の指摘があった、例えば、こういう住宅・建築物分野だけではなくて、産業

なり運輸分野も当然でございます。ご案内のとおりでございますが、政府全体としては省エネルギー法という規制体系もつくりながら、産業分野であれば過去30年間、運輸分野はもう少し短うございますが、いろいろな意味で規制なり支援も含めて対策を進めてございます。

民生分野は事業者側の取組が必要というだけでなく、国民のライフスタイルなり、そもそも社会のシステムの変化に伴ってエネルギー消費が増えているところですので、いずれにしても我々としては民生分野の状況は極めて厳しく受けとめていますし、その中で省エネの取り組みをさらに進めていかなければならないと考えています。

民生分野については、住宅・建築物という器の世界とともに、例えばその中で使われる家電などの機器があります。ご案内のとおりですが、省エネルギー法の中でトップランナー規制が導入され、その中でエアコンなりテレビなりの機器の省エネ化をかなり進めてきているところでございます。さらには住宅のものについてもトップランナー規制が導入され、現在努力しているということでございます。

いずれにしろ国全体の低炭素化なり省エネルギーの対策というのは、もちろん本分野だけではなく全体を進めていく必要があると思っております。

あと、エネルギーのところについてさらに幾つか申し上げますと、先ほどのストック対策の必要性についてのご指摘については、IT技術を使った、もしくは中小ビルなどをうまく巻き込む形でのエナジーマネジメントシステム、全くご指摘のとおりでございまして、私どもでもそういった問題意識を持っております。

要するに大きなビルですと、今でもBEMSというものが実際あるのですけれども、中小ビルにそういうものはコストも含めてなかなか広まらない。こういったところはシステムの標準化も含めて、中小ビルも対象にするようなエナジーマネジメントを低コスト的なものにできないか。これも検討しているところでございます。

さらに、熱の有効性のところも全くご指摘のとおりでございまして、我々でもいかに再生利用熱を使っていくか。そのときに、いろいろな側面で何が出来るのかを検討していきたいと考えてございます。

お時間の制約がありますので、とりあえず以上の点のみ、申し上げさせていただきます。

【高橋地球温暖化対策課長】 2点だけ補足させていただきます。

1つは、環境コンシェルジュについてご質問がございましたけれども、今、私どもで、

各家庭の排出量の内訳と、どういうところに削減ポテンシャルがあるかということが判断できるようなソフトをつくってございまして、そういうものを使って個別の家庭を診断し、平均的な家庭と比べるとどのぐらい省エネが進んでいるか、あるいはどこにその削減の余地があるか、具体的にどういう対策があつて、それにどういう支援措置、実体があるかということ、わかりやすくアドバイスするような環境コンシェルジュを、今年試行的に全国で3,000世帯ほどやっておりますけれども、それを踏まえて来年度から展開していきたいと思っております。

櫻井委員から目標の継続性についてございましたけれども、今ご案内のとおり温暖化対策基本法案を国会に提出していますけれども、その中で、2020年については前提条件つきで25%、2050年については80%削減という目標を書いております。長期目標については、前提条件がついているということで、国際交渉の状況を見ながら、また25%の中身のどういう対策で実際やっていくのか、国内の真水でどれぐらい削減するのか、その辺の具体的な中身についてはこれからしっかりと議論して行って、きちんとしたものをつくっていく必要があると思っております。

また、2050年80%削減については、サミットでも2050年までに先進国としては世界でまず半減しようと。その中で、先進国については80%以上の削減を目指そうということは合意してございますので、具体的な数字として、国際的なコンセンサスはできてきているということで、そういう長期的な視野も持ちながら対策を実施していくことが必要ではないかと考えております。

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、大分時間も過ぎましたが、もう一つ議題がございますから、それについて事務局から説明をしてもらいたいと思います。資料2-1と2-2ですね。よろしくお願ひします。

【橋本住宅生産課長】 それでは、資料2-1をごらんいただきたいと思います。「住宅・建築物の省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等の方向性（骨子案）について」のご報告でございます。

これにつきましては、別に設けております住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に関する検討会、村上委員に委員長をお願いしておりますが、この検討会で3回ほど、特に建築あるいは省エネに関する専門家にお集まりいただきまして、義務化の枠組みや基準等についてご議論いただいた結果でございます。

この検討会での議論を踏まえまして事務局で整理をし、取りまとめたものが資料2-1でございます。それから、A3の縦長になっております資料2-2は、検討会の中でいろいろご議論いただいたものを、ラフですけども時系列に落とし込んだものでございます。

まず、資料2-1をごらんいただきたいと思います。義務化の対象につきましては、大規模改修等を含む新築の住宅・建築物すべてを対象にする。ただ、実際に義務化の導入は、大規模建築物から段階的に入って行って拡大していく。最終的にはすべてのものを対象にすることを念頭に置いております。ただし、既築の建築物については、義務化の対象とはしないということで考えたいと思います。

基準の内容につきましては、これから検討すべき点はさまざまありますが、従来の住宅の省エネ基準のように断熱性中心というところから、断熱性に加えて自然エネルギーの利用、あるいは暖房、冷房、給湯等の建築設備のエネルギー消費量を対象にする、総合的な基準にすべきではないかと考えております。

基準設定に当たりましては、規制を受ける国民の痛みにも配慮し、特に省エネ性能の高い住宅を建てると経済的な負担、価格も上がりますので、そういう痛みにも配慮して、かつ規制を導入いたしますと厳しい財産権の制約になるという観点も踏まえて、公平で中立な議論、手続を経た上で、客観性が高く、かつ実現可能なレベルで基準を設定したいと考えておりますので、これもあわせて地域性を考慮して、気候風土に応じた多様な取り組みを評価できるように検討したいと思っております。

なお、将来的には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルやネット・ゼロ・エネルギー・ハウスあるいはライフサイクル・カーボン・マイナス住宅等に誘導するように、躯体や建築設備の省エネ性能に加えて、再生可能エネルギー等の導入も総合的に評価する基準、規制そのものではなくて誘導基準を別途検討して、最低基準を定めたがためにすべての新築ストックが最低のところ張りつくということではなくて、より高いレベルでも誘導できるような余地は考えたいと考えております。

義務化の時期について、先ほどから何度も出ておりますけれども、住宅・建築物におけるCO₂削減努力というのは非常に重要な分野でもございますので、早期の対応が必要だとは考えますが、制度の周知徹底を図ること、あるいは中小工務店等への技術訓練や技能者の育成に要する期間等も勘案して、最終的には2020年までにすべての新築住宅・建築物について義務化をすることを検討したいと考えています。

義務化の導入については、先ほども申し上げましたが、大規模建築物から段階的に入っ

ていくことを考えたいと思います。

その前提として支援策が必要であろうと考えております。具体的な内容については、これからまた検討させていただきたいと思います。

なお、ステークホルダーごとにお願ひすべきこと、あるいは期待をすることをその下に載せておりますけれども、例えば社会全体あるいは建築主については、省エネがもたらす直接的な便益のみならず、ノン・エナジー・ベネフィット、間接的な便益を提示することで、あるいはその他省エネ効果を体験する機会の提供等を通じて意識啓発を図ることが必要だと思っております。

施工者・設計者に関しては、何度もご指摘をいただきましたが、講習、実務研修会の実施、あるいはマニュアル、ガイドラインの作成、配布、省エネ技術取得、特に中小住宅生産者、大工、工務店さん向けの省エネ技術習得のための支援、計算プログラムの開発支援等を行いたいと思っております。

建材・機器メーカーにおかれても、先ほど来からグラスウールの欠品の話も出ておりますけれども、省エネ建材や機器の生産体制を強化していただく。あるいは、技術開発等について私どもも含めて支援する。それから、登録認証機関の確保等、性能を表示していただくのが非常に重要になりますので、登録認証機関の確保を行う。それから、基準の整備を行う等々が必要だと考えております。

最後に、審査機関等でございます。現在、省エネ法の届出がすべて地方公共団体や所管行政庁で行われておりますけれども、これから確認ですべて広く対応するというようになりますと、民間の確認検査機関等も活用することになります。そういう意味で民間の確認検査機関の体制整備、あるいはいろいろな認証等が出てくる場合には、そういう確認の審査機関あるいは試験、評価機関の体制整備も図っていただくことが必要だと考えております。

A3の縦長は、以上のようなことを時系列的に落としたものでございます。詳細については細かくはご説明申し上げませんが、例えば1番上の「評価手法の検討に係る技術的課題の整理」というところでは、地域性を入れるために地域区分の見直しだとか、特に沖縄のような蒸暑地域における基準を、今は独立したものはございませんけれども検討する必要があるとか、あるいは、どうしてもすべてを規制しようと思うと、例外措置を認めざるを得ない場合が出てくるだろう。そういう場合の例外措置の大臣認定スキームのようなものを別途検討する必要があると思っております。

それから、大規模な建築物から順次段階的に導入してはどうかという中で、これは例示的なものでございますけれども、今の省エネ法で届出の義務がかかっている、なおかつ勧告に従わない場合に命令、罰則までいく第一種特定建築物から、届出義務を適合義務化に、まず最初に入れて、その後、300平米以上の第二種特定建築物を次に持ってくる。そして、最終的にはすべてのものを対象にするという考え方ではいかがかと考えております。

それから、ここには「表示制度」の欄を特別に設けておりますが、建築物あるいは住宅の省エネ性能を見える化することは非常に重要だと思っております。これを法制度の中に入れるか入れないかはこれからの検討でございますが、いずれにせよ省エネ性能の高い建築物が市場でも高く評価されるという市場の機能も有効に活用するためには、表示制度もおそらく義務化に先立って導入していく必要があるのではないかと考えております。

下のほうの「社会・環境設備」については、今まで申し上げたさまざまなステークホルダーの期待なり、あるいは私どもの支援について書いているところでございますので、詳細な説明は省かせていただきます。

以上でございます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

今の説明につきましてご意見、ご質問があれば、また札を立てていただけますでしょうか。どうぞ、崎田さん。

【崎田委員】 今お話があった省エネ基準適合義務化の方向性ですけれども、義務化の対象として、最初の丸に、新築（大規模改修等を含む。）だけで既築建築物については対象としないとあるんですけれども、一般の住み手として普通に考えるとコスト負担は大変だと思うのですが、既築建築物について対象としないという形で持っていくと、社会全体像でCO₂削減を達成できるという流れはかなりゆっくりというか、時間がかかるのではないかという感じがするんです。この辺に踏み込むというのは難しいのでしょうか。どういうふうに思われますか。

【橋本住宅生産課長】 確かにスピード感を持ってやるためにはということですが、例えば日本で今五千数百万戸の住宅があって、年間建つのが仮に100万戸としても、新築だけで全部やろうと思うと50年かかるんです。そうすると、既存対策については別途、もっとスピード感を持ってやる必要がある。

ただ、今建っているビルがすべて基準に合わないから、例えば何年以内に改修しなさいという規制をかけることは、私どもとしては正直言って現実的ではないと思っております。

むしろ、最初の骨子にもありましたとおり、既存のストック改修については支援、いわゆる誘導でスピード感を上げてやっていく必要があると思います。

逆に、新築だけ規制をかけたらずべて終わりということではなくて、あくまでも既存ストック対策は非常に重要だし、スピード感を持ってやらなければいけないのですが、さっき言ったように、いつまでに何年以内に全部改修しなさいという義務をかけることは非常に難しいと私どもは思っております。

【茅委員長】 村上委員。

【村上委員】 一言補足します。既存建築はなかなか法律では踏み込めないと思うのですが、例えば照明器具だけ取りかえてもらうとか、ごく限定的にすれば、規制をかけることは可能かと思えます。

【橋本住宅生産課長】 建築規制の中でそこまでできるかどうかというのは難しいところです。ただ、省エネ法という枠組みも別途ありますので、そこは3省庁で並んで考えたいと思います。

【櫻井委員】 ちょっと関連で。

【茅委員長】 櫻井委員。

【櫻井委員】 先ほどとちょっと違う話題ですが、地域性の話をさせていただきまして、条例との関係ということで申し上げたんですけれども、今のご説明だと、多分省エネ基準適合義務化をして、それを建築確認で関連法令として見るというのは、国レベルでの権限の連結なのです。県レベルの連結の話は、ヒアリングのときに申し上げたけれども、委員の意見に入っていないので改めて申し上げたいのですが……。今、建築確認は、基本的には過重負担になり過ぎていることがあって、2種に分けていくということです。民間がやるものと建築主事がやるものに分けるということで、民間ベースでやっていくという問題としては適合性があるだろうと思うのですが、大事なのは、地域の判断させる場合に、条例でどういうふうの実効性を確保するかが法の欠落部分でありまして、その一つの有効策が権限の連結と言って、関係している法律で別個の法律を関連づけることによって、実際上自治体がやってきたのは給付拒否です。例えば、違反建築物に対して水道をとめるということが過去にあったわけです。それは、むしろ憲法論としては、一定の基準を設定した上で法律を関連づけて実効性確保の手段に使うというのは今日的な課題で、憲法に違反しない限度でつくること是可以するんです。

できるのですが、これは条例でできませんので、例えば水道法を改正しないといけませ

んし、あるいは固定資産税の中に少しプラスアルファするなんてことになれば、総務省に入ってもらわないとしょうがないということで、そこまで連携できないのでしたら、経産省とか環境省の所管の法律で何か適当な合理的なものを見つけていただいて、連携して権限を連結した法律をつくっていただくと、条例でもって自治体が自主的に判断できるような道を開くことができるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

【橋本住宅生産課長】 検討いたします。

【茅委員長】 ほかにございますか。

私もストックに全く手をつけないように見える書き方というのは抵抗があって、将来を考えるとストックに対して変化がなければいけない。結局やり方は、村上委員が言われるように、ほかのところで対応するしかないと思うのですが、高見課長の省エネ課で、今のいろいろなご意見を参考に、そういった建物についての取り扱いをぜひ今後考えていただきたいと思います。

ほかに、この資料2-1、2-2についてご意見はありますか。中村さん。

【中村委員】 先ほどもちょっとお話ししたんですが、2ページの支援策等の「政府等において」と書いてあるところで、これは省エネ評価手法に関することだけと読めますが、政府が行うもの、補助金とかの運用のところで率先して実行する、また、政府や自治体が行う公共公営住宅あるいは公営の福祉施設等に関するところの率先実行を、もっとしっかりと書いていただけたらと思います。

【橋本住宅生産課長】 確かに、人にどうするかということばかり書いて、自分たちがどうするとは書いていませんで、そこは加筆したいと思います。

【茅委員長】 よろしいですか。

ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、大体時間も参りましたので、本日の議論はここで一応終わりにしたいと思います。あと、今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【高見省エネルギー対策課長】 茅委員長、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても活発なご議論、ほんとうにありがとうございました。

本日、多数の意見をいただきましたが、時間の制約もあったかと存じますので、さらにご意見等がございましたら、とりあえずの区切りとして来週いっぱい以内に事務局までペーパー等でご連絡いただければと存じます。我々といたしましても、本日のご議論をもとに、さらに次回に向けてまとめの案を作成させていただきますが、その際、必要に応じて

我々からまた委員の皆様にご意見をお伺いにも参ることも場合によってはあるかと思ひます。その際には、何とぞまたご協力賜ればと存じます。

次回の本会議でございますが、少々時間が空きますが、来年1月もしくは2月に開催できればと考えてございます。日程については改めて事務局からご相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日のご議論でございますが、後日事務局より議事録の案を各委員に送付させていただきます。必要があればご修正、コメントをご連絡いただければと存じます。こちらのほうで取りまとめまして、最終的には議事録としてホームページに掲載させていただく予定でございます。

本日の2つ目の議題の省エネ基準の適合義務化のところでございますが、住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に関する検討会で議論していただいているところでございます。今後さらに当該検討会は開催予定でございますが、そちらで今度の方向性とか、さらに検討すべき論点の洗い出しといったことを進めていただく予定でございます。

場合によっては、こういった論点なり方向性について、対外的にも意見を広く頂戴するようなプロセスも必要に応じて行いたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【茅委員長】 それでは、これで本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —